海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第二百一号)

(傍線の部分は改正部分)

分	分
一 南極海域以外における排出別表第二 (第三条関係)	一 南極海域以外における排出別表第二 (第三条関係)
2 (略)	2 (略)
(略)	四~六 (略)
域 (一般海域に限	超える海域(一般海域に限る。)において排出すること。の二九で見え第三を除る「以下同し」)があるのを併五一
が別長第三を余ぎ、以下司ご。こからその小則互十毎里の泉を超える 分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。別表第二の二及	第二の二爻が別長第三を余ぎ、以下司づ。~ かっその小則互十毎里の分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。別表第二、別表
緯二十 度東経百五十三度の点及	緯二十 度東経百五十三度の点及
十四度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十八度東経百四十 二分の点、南縞力度東経百四十四度三十分の点、南縞十三度東経百四	十四度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十八度東経百四十二分の点、南縞力度東経百四十四度三十分の点、南縞十三度東経百四
-	-
八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一	
三度十五分の点に至る部分に係る基線は、	分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東
十一度東経百四十二度八分	- 度八分の点から南緯 十四度
った ため	aための基線) をいう。ただし、オーストラリア本土の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
は、氷棚	つては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を参照の中を消失であれるの基系へ別見録して日本計画を再構済地画は
	質毎の届を則定するこかの基象(別長第一の丘こ曷ずる南亟毎或こめ 「マンこの目の令泣の碁糸(汾汐沙川間では目附近名剣糸川井気では
すべての国の湏毎の基缐(毎羊去こ関する国祭連合条約こ涀定する 一・二 (略)	三(すべての国の湏毎の基缐(毎羊去こ関する国祭連合条約こ現定する一・二)(略)
次のとおりとする。	次のとおりとする。
定める基準(以	以下この条において「
の油分	条第三項の油分の総量、油分の瞬間排出率、排出海域及び排出方法に関
の排り出	の
第一条の九 去第四条第三項こ現定するタンカー からの貨物由を含む水で (タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準)	第一条の九(去第四条第三項こ現定するタンカーからの貨物由を含む水バ(タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準)
現	改正案

る船舶(総トン数四 出防止装置」という おいて「ふん尿等排 第一号及び第二号に 号並びに第二号の表 令で定める装置 (次 備のうち国土交通省 ふん尿等排出防止設 通省令で定める技術 生ずる汚水 (以下単 れる設備内において その他の医療が行わ 船舶内にある診療室 出されるふん尿又は いて同じ。) から排 並びに第二号の表第 のものに限る。次号 搭載人員十六人以上 百トン以上又は最大 ていないもの 上の基準に適合する に「汚水」という。 号及び第二号にお)により処理され であつて、国土交 国際航海に従事す|すべての国の領海の基線(|分東経百四十五度の点、 点 |東経百四十二度八分の点か Ų | 約に規定する領海の幅を測 緯十三度東経百四十五度の 十分の点、南緯十度四十 南緯九度東経百四十四度三 百四十三度五十二分の点 分の点、 緯十一度東経百四十二度八 至る部分に係る基線は、 ら南緯二十四度四十二分東 北東海岸のうち南緯十一度 ための基線)をいう。ただ 定する領海の幅を測定する なして引かれる同条約に規 あつては、氷棚を陸地とみ 定するための基線(別表第 度の点、南緯九度十分東経 東経百四十一度五十五分の 経百五十三度十五分の点に 海洋法に関する国際連合条 緯二十一度東経百五十二度 分東経百五十三度十五分の 度三十分東経百五十四度の 五十五分の点、南緯二十四 分東経百四十七度の点、 六度の点、 点を順次結んだ線をいう。 点及び南緯二十四度四十二 の五に掲げる南極海域に 南緯十度東経百四十二 南緯十五度東経百四十 オーストラリア本土の 南緯十度三十五分 南緯十七度三十 1 行中 (対水速度) 当該船舶の航 すること。 場合をいう。) 四ノット以上の 速度で航行する に排出すること 海面下に排出 備のうち国土交通省ふん尿等排出防止設 る船舶(総トン数四 出防止装置」という 第一号及び第二号に 号並びに第二号の表 令で定める装置 (次 通省令で定める技術 その他の医療が行わ 船舶内にある診療室 出されるふん尿又は いて同じ。) から排 並びに第二号の表第 のものに限る。次号 搭載人員十六人以上 百トン以上又は最大 ていないもの おいて「ふん尿等排 上の基準に適合する に「汚水」という。 生ずる汚水 (以下単 れる設備内において)により処理され であつて、国土交 号及び第二号にお 国際航海に従事す すべての国の領海の基線か らその外側十二海里の線を 超える海域 1 行中 (対水速度コ 当該船舶の航 すること。 場合をいう。) 速度で航行する 四ノット以上の に排出すること 海面下に排出

ない船舶 (最大搭載 理されたものを除く 化することにより処定める装置により浄 理されたもの (ふん るふん尿又は汚水で る装置により処理さ 国土交通省令で定め 排出防止設備のうち されるふん尿であつ うち国土交通省令で 出防止装置により処 あつて、ふん尿等排 る船舶から排出され れていないもの に適合するふん尿等 定める技術上の基準 に限る。)から排出 尿等排出防止装置の 人員百人以上のもの 備考 表 国際航海に従事し 国際航海に従事す 南極海域における排出 国土交通省令で (略) (略 |らその外側三海里の線を超 える海域 特定沿岸海域 すべての国の領海の基線か 及び別表第三において同じ 以下この表、 特定沿岸海域以外の海域 の線を超える海域 からその外側十二海甲 別表第二の一 |に掲げる排出方法 しない。 ځ 前号下欄イ及びロ 排出方法は、 により排出するこ 1 すること。 すること。 同じ。) に排出 場合をいう。別 速度で航行する 行中 (対水速度 すること。 表第三において 三ノット以上の 当該船舶の航 海面下に排出 粉砕して排出 限定 理されたものを除く るふん尿又は汚水で る装置により処理さ 国土交通省令で定め 排出防止設備のうち て、国土交通省令で されるふん尿であつ に限る。)から排出 ない船舶 (最大搭載 うち国土交通省令で 尿等排出防止装置の 理されたもの (ふん 出防止装置により処 あつて、ふん尿等排 る船舶から排出され に適合するふん尿等 定める技術上の基準 人員百人以上のもの 化することにより処 定める装置により浄 れていないもの 備考 表 国際航海に従事す 国際航海に従事し 南極海域における排出 (略) (略 |らその外側三海里の線を超 える海域 すべての国の領海の基線か 特定沿岸海域 特定沿岸海域以外の海域 |に掲げる排出方法 しない。 前号下欄イ及びロ 排出方法は、 により排出するこ 1 すること。 すること。 同じ。) に排出 場合をいう。別 速度で航行する 行中 (対水速度 すること。 表第三において 三ノット以上の 当該船舶の航 海面下に排出 粉砕して排出 限定

																			一 食物くず	廃棄物の区分	
														ි	船舶又は海洋施設に係るものに限っている。	十二毎里の泉を超える毎域にある一ての国の令浴の基終が呼その夕頃	「「「「「「」」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「	線からその外側十二海里以遠の海	甲海域、南極海域のうち領海の基	排出海域に関する基準	第四条、第九条の三関係)
					という。)。	砕式排出方法」	こと (以下「粉	理して排出する	る粉砕装置で処	の基準に適合す	で	口 国土交通省令	う。)	排出方法」とい	(以下「焼却式	て非出すること	す	排出方法により排	イ又は口に掲げる	基準排出方法に関する	
																				盛	別
																			ー 食物くず	廃棄物の区分	
。以下この表及び別表第三におい十五分の点を順次結んだ線をいう二十四度四十二分東経百五十三度度五十五分の点、南緯二十四度三の点、南緯二十四度三	五度東経百	 経百四十四度三十分の点、南緯十十三度五十二分の点、南緯九度東	R 緯 九 度 十	十五分の点、南緯十度東経百四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		に至る部分に係る基線は、南緯十	十二分東経百五十三度十五分の点	二度八分の点から南緯二十四度四	海岸のうち南緯十一度東経百四十	461	測定するための基線)をいう。た	미미	ては、氷棚を陸地とみなして引か	第一の五に掲げる南極海域にあつ	の幅を測定するための基線(別表では一大気では今月	する国際重加限的に見宜する質量での国の令流の基系(流洋流に関	「「「「「「「」」」では、「「一」では、「一」では、「「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「「一」では、「「一」では、「「一」では、「「一」では、「「一」では、「「一」では、「「一」では、「	線からその外側十二海里以遠の海	食物くず 甲海域、南極海域のうち領海の基	廃棄物の区分 排出海域に関する基準	` _第

	て同じ。) からその外側十二海里	
	の線を超える海域にある船舶又は	
	海洋施設に係るものに限る。)	
(略) (略)	(略)	(略)
二・三 (略) (略)	略) (略)	(略)
備考(略)		